

議案第 25 号

小浜市と若狭町との廃棄物（し尿）の処理に関する事務の事務委託に関する
規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 2 項の規定により、
小浜市と若狭町との廃棄物（し尿）の処理に関する事務の事務委託に関する規約を
別紙のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議するにあたり、同条第
3 項において準用する同法第 252 条の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 26 日提出

若狭町長 渡辺 英朗

提案理由

小浜市と若狭町との廃棄物（し尿）の処理に関する事務の事務委託に関する規約
に定める委託期限の変更を協議したいので、この案を提出する。

小浜市と若狭町との廃棄物（し尿）の処理に関する事務の事務委託に関する
規約の一部を変更する規約

小浜市と若狭町との廃棄物（し尿）の処理に関する事務の事務委託に関する規約
（平成17年3月31日制定）の一部を次のとおり変更する。

第7条中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。